

平成 21 年スタート 裁判員制度

私の視点、私の感覚、私の言葉を



「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)が、平成 16 年 5 月 28 日に公布され、国民の司法参加を実現するこの制度が、平成 21 年 5 月までにスタートします。国民の皆さんが裁判に参加することによって、法律の専門家でない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることになり、その結果、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

捜査

捜査機関(警察など)が証拠の収集などをします。

起訴

検察官が被疑者について裁判を求めるとの手続きです。

裁判の準備

充実した裁判を迅速に行うために、裁判官・検察官・弁護士が前もって打ち合わせをし、審理計画を立てます。

Q 裁判員はどうやって選ばれるの？

選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成し、1つの事件ごとに裁判所における選任手続きにより選ばれます。

Q 裁判員制度ってどんなもの？

国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合はどのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

Q 裁判員候補者として裁判所から呼ばれる可能性はどのくらい？

1年間で約 285 人～570 人に 1 人が裁判員候補者として呼ばれます。

Q 裁判員になることを辞退できるの？

原則として、辞退できません。ただし、一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人などが、申し出をして裁判所から認められれば辞退することができます。

Q 法律のことを知らなくても大丈夫？

裁判員の仕事に必要なことは、裁判官が丁寧に説明してくれます。また、法律的な判断は裁判官が行います。

Q 裁判員が参加するのは、どんな事件？

地方裁判所で行う、殺人や放火などの重い犯罪の刑事事件に参加します。

裁判員が参加する仕事

裁判を行う

ほうてい
法廷で証人の話を聞いたり、証拠を調べたりします。

評議

裁判員と裁判官で、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

判決

Q 裁判は時間がかかるのでは？

実際の審理日数は、数日間で終わる見込みです。

裁判員を選ぶ

裁判員は 6 人、裁判官は 3 人です。ただし、裁判員は 4 人、裁判官は 1 人の場合もあります。

シンボルマーク



裁判員制度

【問い合わせ】

津地方裁判所総務課
☎ 059-226-4172
本庁総務課
☎ 22-9601

■ 法廷通訳を募集します

刑事裁判で、被告人が日本語を理解できない場合、法廷でのやり取りを通訳する人(通訳人)を通訳人候補者の中から選ぶことになっています。

近頃、外国人が被害者になる刑事事件が増え、言語も多岐にわたり、通訳人候補者が足りません。そこで、裁判所では広く通訳人候補者を募集しています。

詳しくは、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) または裁判所備え付けのパンフレットをご覧ください。

【問い合わせ】

津地方裁判所刑事訴訟事務室 ☎ 059-226-4832

■ 裁判員制度説明会を開催します

【とき】5月11日(金)午後1時30分～4時30分

【ところ】津地方裁判所伊賀支部(上野丸之内)

【定員】20人 *先着順

【募集期間】4月16日(月)～25日(水)

【応募方法】はがきまたはFAXに住所・氏名・年齢・職業・連絡先(緊急時に連絡できる電話番号)を記載の上、下記までお申し込みください(電話も可)。なお、質問などがある場合は併せて記載してください。

【申込先・問い合わせ】

〒518-0873 伊賀市上野丸之内130番地の1

津地方裁判所伊賀支部庶務係「裁判員制度説明会受付係」

☎ 21-0002・FAX21-7407